

平成24年12月4日提出

熊本市児童福祉法施行条例の一部改正について

熊本市児童福祉法施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

熊本市児童福祉法施行条例（平成24年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第62条の6及び第62条の7の規定に基づき過料の徴収」を「の施行」に改める。

第3条を第5条とし、第2条を第4条とし、第1条の次に次の2条を加える。

（指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者の要件）

第2条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害児入所施設の指定等に係る申請者の要件）

第3条 法第24条の9第2項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成２３年法律第１０５号）の施行による児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）の一部改正等に伴い、指定障害児通所支援事業者の指定に関する基準を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。